甲府市障害福祉分野のＩＣＴ導入モデル事業費補助金交付要綱

令和５年９月１９日

福第１２号

（趣旨）

第１　この要綱は、障害福祉分野におけるＩＣＴの活用により障害福祉サービス事業所等にお

ける業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進することを目的に、ＩＣＴを導入する障害福祉サービス事業者等に対する補助金の交付に関し、甲府市補助金等交付規則（昭和３８年甲府市規則第５０号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要綱において、「障害福祉サービス事業者等」とは、障害者の日常生活及び社会生

　活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５

条第１項に規定する障害福祉サービス事業及び施設障害福祉サービスを行う者、法第５条第

１８項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業を行う者、児童福祉法（昭和２２

年法律第１６４号。以下「児童福祉法」という。）第６条の２の２の第１項又は児童福祉法

第７条第２項に規定する障害児支援事業を行う者、児童福祉法第６条の２の２第７項に規定

する障害児相談支援事業を行う者をいう。

（補助対象事業）

第３　この補助金は、障害福祉サービス事業所等における生産性向上を推進するため、障害福

祉サービス事業所等がＩＣＴを導入する事業に要する経費を支援するものであり、ＩＣＴの

活用モデルとなる事業を対象とする。

（補助対象経費等）

第４　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額及び補助額は、

別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第５　補助金の交付を受けようとする障害福祉サービス事業者等（以下「申請者」という。）

は、交付申請書（第１号様式）及び事業計画書（第２号様式）に必要書類を添えて、別に定

める日までに市長に提出しなければならない。

　（補助金の交付等決定）

第６　市長は、第５の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適

　正と認められる（認められない）ときは、補助金の交付（不交付）を決定し、その旨を交付（不交付）決定通知書（第３号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第７　補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

（１）補助金の交付決定を受けた障害福祉サービス事業者等（以下「補助事業者」という。）は、事業内容の変更をしようとする場合は、変更承認申請書（第４号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、補助金の増額を伴わないものはこの限りではない。

（２）補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、中止（廃止）承認申請

　　書（第５号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（３）補助事業者は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、市長の指

示に従わなければならない。

（４）補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出

について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から５

年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用が増加した財産があ

る場合は、事業完了の翌年度から５年間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又

は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）で定めている

耐用年数（以下「財産処分制限期間」という。）を経過する日のいずれか長い日まで保管

しておかなければならない。

（実績報告書の提出）

第８　補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して１か

　月を経過した日又は交付決定をした年度の３月末日のいずれか早い期日までに、事業実績報

告書（第６号様式）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

　（補助金の額の確定）

第９　市長は、第８の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、その旨を第７号様式により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第１０　補助金は、精算払とする。

　（補助事業者の義務）

第１１　この要綱において補助を受けるためには、次の要件を満たす必要がある。

（１）市が開催するＩＣＴ導入研修会へ参加すること。

（２）客観的かつ定量的な指標に基づいてＩＣＴ導入前後の比較を行い、生産性向上による業

務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について、使用状況報告書（第８号様式）に取

りまとめ、市長に報告すること。

（３）導入製品の内容や導入効果等についてホームページに公表するとともに、特段の支障が

ない限り、他事業者からの見学等の受入れをすること。また、国や市のホームページ等で

の公表に同意すること。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１２　補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が０円の場合を含む。）は仕入控除税額報告書（第９号様式）を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月３０日までに市長に提出しなければならない。

　　なお、市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させることがある。

（財産の処分の制限）

第１３　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並び

に補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）

については、財産処分制限期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の

目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはな

らない。

２　補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（第１０号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

３　市長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第１項の処分時

　から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、

さらに、当該処分により補助事業者に利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でそ

の利益の全部又は一部を市に納付させることがある。

（成果の発表等）

第１４　市長は、補助事業により得られた成果については、必要に応じてこれを補助事業者に

発表させることができるものとする。

２　補助金交付後においても、補助事業者に対して、随時報告や現地視察を求める場合がある。

（雑則）

第１５　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年９月１９日から施行する。

別表（第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 基準額 | 補助額 |
| ア　情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）イ　ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみ　　は対象外）ウ　通信環境機器等（Wi-Fi、ルーターなど）エ　保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）※上記経費は、当該年度中に係る経費のみを対象とする。※アの情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録を支援を行う場所で完結でき、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなどの効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ＩＣＴ技術を活用したものを対象とする。※イのソフトウェアについては、以下の①②のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。①事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているものであるもの。②バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫（転記等の業務が発生しない）の環境が実現できるもの。※ウの通信環境機器等及びエの保守経費等については、アの情報端末及びイのソフトウェアの導入に必要なものに限り対象とする。※インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外とする。 | １事業所当たり上限１００万円 | 補助対象経費の実支出額と基準額を比較して少ない方の額に４分の３を乗じた額（算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。） |